令和　　年　　月　　日

　働き方改革推進支援助成金の労働時間短縮・年休促進支援コースの交付申請について

愛知労働局長　殿

事業主又は代理人　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

事業主又は社会保険労務士　　　　住所　〒

（提出代行者・事務代理者　　　　電話番号

の表示）　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　働き方改革推進支援助成金の交付要綱（労働時間短縮・年休促進支援コース）第３条第３項（３）において、「全ての指定対象事業場において、労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入」することとしており、また同要綱別紙１の２（４）①に、交付申請時点で、就業規則等に時間単位の年次有給休暇に関する休暇制度が規定されている場合は本助成金で定める時間単位年休の対象外である旨定められておりますが、今般、下記の理由により、働き方改革推進支援助成金の労働時間短縮・年休促進支援コースの労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入することを成果目標として交付申請しました。

記

交付申請書の記１（９）の「就業規則等に時間単位当たりの年次有給休暇が規定されておらず、かつ、交付要綱（別紙１）の３（１）で規定する、ガイドラインに規定された、特に配慮を必要とする労働者に対する有給の休暇のいずれかが規定されていない事業主に該当するか」について、時間単位当たりの年次有給休暇について労使協定を締結したことはなく、また、時間単位当たりの年次有給休暇を実際に運用している実態もないため。

なお、時間単位当たりの年次有給休暇の労使協定を締結していたり、労使協定がないにもかかわらず時間単位当たりの年次有給休暇が実際に運用されていた場合については、本成果目標の設定はできず、支給対象とならないことを十分理解した上で、本紙を提出しております。

令和　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金の業種別課題対応コース（建設業） の交付申請について

愛知労働局長　殿

事業主又は代理人　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

事業主又は社会保険労務士　　　　住所　〒

（提出代行者・事務代理者　　　　電話番号

の表示）　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　働き方改革推進支援助成金の交付要綱（業種別課題対応コース ）第３条第３項（１）③において、「全ての指定対象事業場において、労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入」することとしており、また同要綱別紙１の２（４）①に、交付申請時点で、就業規則等に時間単位の年次有給休暇に関する休暇制度が規定されている場合は本助成金で定める時間単位年休の対象外である旨定められておりますが、今般、下記の理由により、働き方改革推進支援助成金の業種別課題対応コースの労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入することを成果目標として交付申請しました。

記

交付申請書の記１（７）⑤の「就業規則等に時間単位の年次有給休暇の規定が明文化されておらず、かつ、交付要綱（別紙１）の３（１）で規定する、ガイドラインに規定された、特に配慮を必要とする労働者に対する有給の休暇のいずれかが明文化されていない事業主に該当するか」について、時間単位の年次有給休暇について労使協定を締結したことはなく、また、時間単位の年次有給休暇を実際に運用している実態もないため。

なお、時間単位の年次有給休暇の労使協定を締結していたり、労使協定がないにもかかわらず時間単位の年次有給休暇が実際に運用されていた場合については、本成果目標の設定はできず、支給対象とならないことを十分理解した上で、本紙を提出しております。

令和　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金の業種別課題対応コース（運送業等） の交付申請について

愛知労働局長　殿

事業主又は代理人　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

事業主又は社会保険労務士　　　　住所　〒

（提出代行者・事務代理者　　　　電話番号

の表示）　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　働き方改革推進支援助成金の交付要綱（業種別課題対応コース ）第３条第３項（２）及び第３条第３項（１）③において、「全ての指定対象事業場において、労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入」することとしており、また同要綱別紙１の２（４）①に、交付申請時点で、就業規則等に時間単位の年次有給休暇に関する休暇制度が規定されている場合は本助成金で定める時間単位年休の対象外である旨定められておりますが、今般、下記の理由により、働き方改革推進支援助成金の業種別課題対応コースの労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入することを成果目標として交付申請しました。

記

交付申請書の記１（８）⑤の「就業規則等に時間単位の年次有給休暇の規定が明文化されておらず、かつ、交付要綱（別紙１）の３（１）で規定する、ガイドラインに規定された、特に配慮を必要とする労働者に対する有給の休暇のいずれかが明文化されていない事業主に該当するか」について、時間単位の年次有給休暇について労使協定を締結したことはなく、また、時間単位の年次有給休暇を実際に運用している実態もないため。

なお、時間単位の年次有給休暇の労使協定を締結していたり、労使協定がないにもかかわらず時間単位の年次有給休暇が実際に運用されていた場合については、本成果目標の設定はできず、支給対象とならないことを十分理解した上で、本紙を提出しております。

令和　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金の業種別課題対応コース（病院等） の交付申請について

愛知労働局長　殿

事業主又は代理人　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

事業主又は社会保険労務士　　　　住所　〒

（提出代行者・事務代理者　　　　電話番号

の表示）　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　働き方改革推進支援助成金の交付要綱（業種別課題対応コース ）第３条第３項（３）及び第３条第３項（１）③において、「全ての指定対象事業場において、労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入」することとしており、また同要綱別紙１の２（４）①に、交付申請時点で、就業規則等に時間単位の年次有給休暇に関する休暇制度が規定されている場合は本助成金で定める時間単位年休の対象外である旨定められておりますが、今般、下記の理由により、働き方改革推進支援助成金の業種別課題対応コースの労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入することを成果目標として交付申請しました。

記

交付申請書の記１（９）⑤の「就業規則等に時間単位の年次有給休暇の規定が明文化されておらず、かつ、交付要綱（別紙１）の３（１）で規定する、ガイドラインに規定された、特に配慮を必要とする労働者に対する有給の休暇のいずれかが明文化されていない事業主に該当するか」について、時間単位の年次有給休暇について労使協定を締結したことはなく、また、時間単位の年次有給休暇を実際に運用している実態もないため。

なお、時間単位の年次有給休暇の労使協定を締結していたり、労使協定がないにもかかわらず時間単位の年次有給休暇が実際に運用されていた場合については、本成果目標の設定はできず、支給対象とならないことを十分理解した上で、本紙を提出しております。

令和　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金の業種別課題対応コース（情報通信業又は宿泊業） の交付申請について

愛知労働局長　殿

事業主又は代理人　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

事業主又は社会保険労務士　　　　住所　〒

（提出代行者・事務代理者　　　　電話番号

の表示）　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　働き方改革推進支援助成金の交付要綱（業種別課題対応コース ）第３条第３項（５）及び第３条第３項（１）③において、「全ての指定対象事業場において、労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入」することとしており、また同要綱別紙１の２（４）①に、交付申請時点で、就業規則等に時間単位の年次有給休暇に関する休暇制度が規定されている場合は本助成金で定める時間単位年休の対象外である旨定められておりますが、今般、下記の理由により、働き方改革推進支援助成金の業種別課題対応コースの労働基準法第39条第４項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入することを成果目標として交付申請しました。

記

交付申請書の記１（11）⑤の「就業規則等に時間単位の年次有給休暇の規定が明文化されておらず、かつ、交付要綱（別紙１）の３（１）で規定する、ガイドラインに規定された、特に配慮を必要とする労働者に対する有給の休暇のいずれかが明文化されていない事業主に該当するか」について、時間単位の年次有給休暇について労使協定を締結したことはなく、また、時間単位の年次有給休暇を実際に運用している実態もないため。

なお、時間単位の年次有給休暇の労使協定を締結していたり、労使協定がないにもかかわらず時間単位の年次有給休暇が実際に運用されていた場合については、本成果目標の設定はできず、支給対象とならないことを十分理解した上で、本紙を提出しております。